

特定非営利活動法人

研群

款定

制	定	平成18年2月 5日
設	立	平成18年5月12日
改	正	平成29年6月25日

特定非営利活動法人群研定款目次

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 目的
- 第4条 特定非営利活動の種類
- 第5条 事業

第2章 会員

- 第6条 種別
- 第7条 入会
- 第8条 入会金及び会費
- 第9条 会員の資格喪失
- 第10条 退会
- 第11条 除名
- 第12条 抛出金品の不返還

第3章 役員及び職員

- 第13条 種類及び定数
- 第14条 選任等
- 第15条 職務
- 第16条 任期
- 第17条 欠員補充
- 第18条 解任
- 第19条 報酬等
- 第20条 職員

第4章 総会

- 第21条 種別
- 第22条 構成
- 第23条 権能
- 第24条 開催
- 第25条 招集
- 第26条 議長
- 第27条 定足数
- 第28条 議決事項
- 第29条 議決
- 第30条 社員の表決権等
- 第31条 議事録

第5章 理事会

- 第32条 構成
- 第33条 権能
- 第34条 開催
- 第35条 招集
- 第36条 議長
- 第37条 定足数
- 第38条 議決事項
- 第39条 議決
- 第40条 理事の表決権等
- 第41条 議事録

第6章 資産及び会計

- 第42条 資産の構成
- 第43条 資産の区分
- 第44条 財産の管理
- 第45条 会計の原則
- 第46条 会計の区分等
- 第47条 事業計画及び予算
- 第48条 臨時予算
- 第49条 事業報告及び決算
- 第50条 事業年度
- 第51条 臨機の措置

第7章 定款の変更、解散及び合併

- 第52条 定款の変更
- 第53条 解散
- 第54条 残余財産の処分
- 第55条 合併

第8章 公告の方法

- 第56条 公告の方法

第9章 雑則

- 第57条 細則

附 則

- (定款の施行日)
- (設立当初の入会金及び会費)
- (設立当初の役員の任期)
- (設立当初の事業計画及び収支予算)
- (設立当初の事業年度)
- (別表 設立当初の役員)

特定非営利活動法人群研定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人群研と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市日吉町二丁目9番地11に置く。

(目的)

第3条 この法人は、科学技術やまちづくり等の研究開発等に関する事業を行い、我が国の経済発展と共に住み良いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 科学技術研究開発事業
 - ② 土木建築景観まちづくり研究開発事業
 - ③ 情報技術開発事業
 - ④ 環境動植物保全事業
 - ⑤ 文化芸術スポーツ振興事業
 - ⑥ 地域安全減災推進事業
 - ⑦ 医療福祉活性事業
 - ⑧ 公共施設管理運営事業
 - ⑨ ボランティア団体支援事業
 - ⑩ その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の運営に協調でき、科学技術やまちづくりの発展に誠意をもって取組み協力できる方
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。
- (3) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、2人以内の副会長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。

第4章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 監事の選任又は解任
 - (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと同みなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第44条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画および支予算書の変更は、理事会の議決による。

(臨時予算)

第48条 前項の規定にかかわらず、事業年度当初において前年度の予算に準じて支出が必要なとき、又は、支出が臨時に必要なとき会長は、副会長に諮り必要な収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 1,000円、年会費 1,000円
 - (2) 活動会員 入会金 無料、年会費 無料
 - (3) 賛助会員 入会金 10,000円、年会費 10,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成19年6月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

別 表

役 職 名	氏 名	備 考
理 事	熊倉 繁	会 長
〃	藤井雄作	
〃	熊倉 稔	
〃	富岡幹世	
〃	西野壽章	
監 事	狩野善幸	

平成29年6月25日 第56条改正

(様式例 2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 群研

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	熊倉 繁		無	会長
理事	熊倉 稔		無	
理事	富岡幹世		無	
理事	太田直哉		無	
理事	鳥山茂樹		無	
理事	藤井雄作		無	辞任
監事	白石利幸		無	
監事	島崎真由美		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

合併趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人飛組と特定非営利活動法人群研は双方合意の下に合併し、存続法人を特定非営利活動法人群研とします。

両法人は、これまでそれぞれまちづくりを主な目的として活動してまいりました。特定非営利活動法人飛組は、防災防犯活動に力を注ぎ犯罪のない社会づくりに貢献しました。特に犯罪を無くすため防犯カメラ設置がプライバシーの観点から道路や多数集まる場所での設置が困難な状態の国民意識の改善に尽力し現在の普及状態に至りました。

特定非営利活動法人群研も防災防犯活動に力を注いで来ました。

特定非営利活動法人飛組の事務所や電話等は、特定非営利活動法人群研の建物を利用しており両法人は今までも協力して運営しておりましたが、両法人を統合し、それぞれが培ってきた事業活動の経験を基に様々な支援活動に取り組んでまいります。

2 合併に至るまでの経過

平成15年5月9日 特定非営利活動法人飛組設立

平成18年5月12日 特定非営利活動法人群研設立

令和8年4月2日 特定非営利活動法人飛組の理事会で合併を進めること確認する

令和8年4月10日 特定非営利活動法人飛組の総会で合併を可決

令和8年6月28日 特定非営利活動法人群研の総会で合併を可決

令和8年6月28日

特定非営利活動法人群研

設立代表者 会長 熊倉 繁

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人群研

1 事業実施の方針

会員以外にも参加を促し広く活動する。
ウクライナ難民支援を行う。
非常災害用品を備蓄する。
安心して暮らせる社会を実現する。
特定非営利活動法人飛組と合併する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域安全	防犯カメラ普及 青色防犯パトロール 災害用井戸のポンプ 維持 熊の捕獲	R 8 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 1 0 時	国内	1 0 人	3 万人
まちづくり	高齢者すまいの研究	R 8 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	群馬県内	2 0 人	1 万人
環境保全	動植物保護事業 環境保全事業 水循環システム研究	R 8 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	国内	1 0 人	3 万人
科学技術	安心カメラシステム 研究開発 保水の研究開発	R 8 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	国内	1 0 人	1 0 0 万人
福祉活性	こぐま館運営	R 8 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 0 時～ 2 4 時間	前橋市	2 0 人	1 0 0 人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式例 8)

令和 9 年度事業計画書

特定非営利活動法人群研

1 事業実施の方針

会員以外にも参加を促し広く活動する。
ウクライナ難民支援を行う。
非常災害用品を備蓄する。
安心して暮らせる社会を実現する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域安全	防犯カメラ普及 青色防犯パトロール 災害用井戸のポンプ維持 熊の捕獲	R 9 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 1 0 時	国内	1 0 人	3 万人
まちづくり	高齢者すまいの研究	R 9 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	群馬県内	2 0 人	1 万人
環境保全	動植物保護事業 環境保全事業 水循環システム研究	R 9 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	国内	1 0 人	3 万人
科学技術	安心カメラシステム 研究開発 保水の研究開発	R 9 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 8 時～午後 9 時	国内	1 0 人	1 0 0 万人
福祉活性	こぐま館運営	R 9 年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日 午前 0 時～ 2 4 時間	前橋市	2 0 人	1 0 0 人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和8年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人群研

(単位円)

	金	額	
I 収入の部			
1財産運用収入			
利息収入	20,000	20,000	
正会員入会金			
正会員受取会費	20,000	20,000	
2事業収入			
地域安全事業収入	1,000,000		
環境保全事業収入	500,000		
科学技術事業収入	500,000		
福祉活動事業収入	1,000,000		
介護保険収入	60,000,000		
利用者収入	20,000,000		
その他収入	2,000,000	85,000,000	
3補助金等収入			
助成金・礼金等	5,000,000	5,000,000	
4寄付金収入			
寄付金収入	2,000,000	2,000,000	
5借入金収入			
長期借入金収入	50,000,000		
短期借入金	10,000,000	60,000,000	
6預り金等	500,000	500,000	
7合併収入	81,297	81,297	
当期収入合計			152,621,297
II 支出の部			
1事業費			
地域安全事業費	1,000,000		
環境保全事業費	1,000,000		
科学技術事業費	500,000		
福祉活動事業費	5,000,000		
食材費	3,000,000		
人件費			
職員給与	30,000,000		
非常職員給与	15,000,000		
法定福利費	3,000,000		
福利厚生費	3,000,000		
消耗品費	3,000,000		
保健衛生費	1,000,000		
教養娯楽費	1,000,000		
水道光熱費	2,000,000		
車両関係費	3,000,000	71,500,000	
2管理費			
事務費	300,000		
会議費	300,000		
研修費	300,000		
通信費	1,000,000		
広告宣伝費	500,000		
旅費交通費	200,000		
交際費	500,000		
保険料	800,000		
賃賃料	9,500,000		
租税公課	4,000,000		
修繕費	2,000,000		
支払利息	800,000		
燃料費	1,000,000		
雑費	5,000,000		
備品	1,000,000	27,200,000	
3借入金返済支出			
長期借入金返済支出	1,000,000		
短期借入金支出	1,000,000	2,000,000	
4減価償却費	1,000,000	1,000,000	
5予備費			
予備費	50,000,000	50,000,000	
当期支出合計(B)			151,700,000
当期収支差額(A)-(B)			921,297
前期繰越収支差額(C)			23,924,920
次期繰越収支差額A-B+C			24,846,217

令和9年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算

令和9年4月1日～令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人群研 (単位円)

	金	額	
I 収入の部			
1財産運用収入			
利息収入	20,000	20,000	
正会員入会金			
正会員受取会費	20,000	20,000	
2事業収入			
地域安全事業収入	1,000,000		
環境保全事業収入	500,000		
科学技術事業収入	500,000		
福祉活動事業収入	1,000,000		
介護保険収入	60,000,000		
利用者収入	20,000,000		
その他収入	2,000,000	85,000,000	
3補助金等収入			
助成金・礼金等	5,000,000	5,000,000	
4寄付金収入			
寄付金収入	2,000,000	2,000,000	
5借入金収入			
長期借入金収入	50,000,000		
短期借入金	10,000,000	60,000,000	
6預り金等	500,000	500,000	
当期収入合計			152,540,000
II 支出の部			
1事業費			
地域安全事業費	1,000,000		
環境保全事業費	1,000,000		
科学技術事業費	500,000		
福祉活動事業費	5,000,000		
食材費	3,000,000		
人件費			
職員給与	30,000,000		
非常職員給与	15,000,000		
法定福利費	3,000,000		
福利厚生費	3,000,000		
消耗品費	3,000,000		
保健衛生費	1,000,000		
教養娯楽費	1,000,000		
水道光熱費	2,000,000		
車両関係費	3,000,000	71,500,000	
2管理費			
事務費	300,000		
会議費	300,000		
研修費	300,000		
通信費	1,000,000		
広告宣伝費	500,000		
旅費交通費	200,000		
交際費	500,000		
保険料	800,000		
賃賃料	9,500,000		
租税公課	4,000,000		
修繕費	2,000,000		
支払利息	800,000		
燃料費	1,000,000		
雑費	5,000,000		
備品	1,000,000	27,200,000	
3借入金返済支出			
長期借入金返済支出	1,000,000		
短期借入金支出	1,000,000	2,000,000	
4減価償却費	1,000,000	1,000,000	
5予備費			
予備費	50,000,000	50,000,000	
当期支出合計(B)			151,700,000
当期収支差額(A)-(B)			840,000
前期繰越収支差額(C)			23,924,920
次期繰越収支差額A-B+C			24,764,920